

別紙 1 自動車分解整備事業関係業務取扱要領新旧対照表

(* アンダーライン部は変更箇所を示す)

新	旧
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 略</p> <p>(適用) 第2条 道路運送車両法(以下「法」という。)第78条の分解整備事業の認証及び自動車分解整備事業者(以下「分解整備事業者」という。)に関する業務取扱は、法令並びに本省通達(平成14年7月1日付け、<u>国自整第63号、以下同じ。</u>)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>第2章 自動車分解整備事業の認証</p> <p>(認証の申請等) 第3条 法第79条の分解整備事業の認証の申請には、申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)のほか、<u>本省通達別添1の . 1 . (2) の書面を添付するものとする。</u></p> <p>2 . 本省通達別添1の . 1 . (1) の記載項目 及び から については申請書への記載によりかえるものとする。 3 . 本省通達別添1の . 1 . (1) の記載項目 については、役員名簿(第1号様式の2)による。 4 . 本省通達別添1の . 1 . (2) の宣誓書等の書面は、申請書の宣誓書欄に申請者が署名することにより代えるものとする。 5 . 本省通達別添1の 1 . (2) i中、アからケ及びiiの書面は、申請</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 略</p> <p>(適用) 第2条 道路運送車両法(以下「法」という。)第78条の分解整備事業の認証及び自動車分解整備事業者(以下「分解整備事業者」という。)に関する業務取扱は、法令並びに<u>関係通達</u>に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>第2章 自動車分解整備事業の認証</p> <p>(認証の申請等) 第3条 法第79条の分解整備事業の認証の申請には、申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)のほか、<u>次の第1号から第3号の書面を添付するものとする。</u> (1) <u>役員名簿(第1号様式の2)</u> (2) <u>申請者が法第80条第1項第2号イからニまでに該当しないものであることを証する書面</u> (3) <u>商業登記簿の謄本その他必要な書面</u></p> <p>2 . <u>第1項第2号の書面は、申請書の宣誓書欄に申請者が署名することによりかえるものとする。</u></p>

書への記載により代えるものとする。

(申請書の受理及び進達)

第4条 運輸支局長は、申請書が提出されたときは、次により処理するものとする。

- (1)
略
- (2)
略

(認証に関する審査)

第5条
略

(認証の通知等)

第6条 運輸局長は、前条により認証したときは、すみやかに申請者名、認証番号、認証年月日を運輸支局長を経由して申請者に通知するものとする。

2.
略

(認証書の交付等)

第7条 認証書(第3号様式)は、運輸支局長を経由して申請者に交付するものとする。ただし、再交付は行わない。

2. 運輸支局長は、前項の認証書を交付する際には、適正な事業運営に関する事項について、適切な指導を行うものとする。
3.
略

第3章 自動車分解整備事業に関する届出等

(申請書の受理及び進達)

第4条 陸運支局長は、申請書が提出されたときは、次により処理するものとする。

- (1)
略
2.
略

(認証に関する審査)

第5条
略

(認証の通知等)

第6条 運輸局長は、前条により認証したときは、すみやかに申請者名、認証番号、認証年月日を陸運支局長を経由して申請者に通知するものとする。

2.
略

(認証書の交付等)

第7条 認証書(第3号様式)は、陸運支局長を経由して申請者に交付するものとする。ただし、再交付は行わない。

2. 陸運支局長は、前項の認証書を交付する際には、適正な事業運営に関する事項について、適切な指導を行うものとする。
3.
略

第3章 自動車分解整備事業に関する届出等

(事業の種類等の変更)

第8条

1～3

略

4. 運輸支局長は、認証書を交付するときにおいては、さきに交付した認証書を返付させるものとする。

(変更届等)

第9条 法第81条から法第83条までの届け出は、本省通達別添1の2によるほか、次によるものとする。

(1)～(3)

略

(4) 削る

(5) 削る

2～3

略

(整備主任者の届出)

第10条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第62条の2の2第2項に規定する整備主任者の届出は、整備主任者(変更、減員)届出書(第6号様式)によるものとするほか、本省通達別添1の3.(2)の書面を添付するものとする。ただし、次の各号に係る届出については第1号様式によることができるものとする。

(1)～(2)

略

第4章 自動車分解整備事業の指導監督

(立入検査)

(事業の種類等の変更)

第8条

1～3

略

4. 陸運支局長は、認証書を交付するときにおいては、さきに交付した認証書を返付させるものとする。

(変更届等)

第9条 法第81条から法第83条までの届け出は、次によるものとする。

(1)～(3)

略

(4) 法第82条第2項及び法第83条第2項の届け出には、その事由を証する書面を提示させるものとする。

(5) 法第81条第1項第3号又は第4号の届け出には、第3条第1項第3号の規定を準用する。

2～3

略

(整備主任者の届出)

第10条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第62条の2の2第2項に規定する整備主任者の届出は、整備主任者(変更、減員)届出書(第6号様式)によるものとする。ただし、次の各号に係る届出については第1号様式によることができるものとする。

(1)～(2)

略

第4章 自動車分解整備事業の指導監督

(立入検査)

第11条 運輸支局長は、分解整備事業に係わる業務の適正を図るため、次の各号に該当する事業者を重点として、立入検査を行うものとする。

- (1) ~ (4)
略
- 2 .
略
- 3 .
(1) ~ (2)
略
- (3) 運輸支局長の改善命令又は運輸支局長警告に該当する事実が認められたときは、運輸支局長処分を行うものとする。

(所在不明の立入調査)

第12条 運輸支局長は、分解整備事業者が事業を営んでいないと認められるときは、次の各号について別に定める自動車分解整備事業者所在不明立入調査票を用いて調査し、その事実が確認されたときは、調査の結果を運輸局長あて進達するものとする。

(1) ~ (4)
略

第13条 運輸支局長は、前2条の実施件数等について、毎四半期ごとに自動車分解整備事業者立入検査等集計表(第7号様式)により、当該四半期の終了15日以内に運輸局長あて報告するものとする。

第5章 雑 則

(認証の証明)

第14条 運輸支局長は、分解整備事業者から次の事由により認証を受けている旨の証明願いがあった場合には、証明することができるものとする。

- (1) ~ (2)
略

第11条 陸運支局長は、分解整備事業に係わる業務の適正を図るため、次の各号に該当する事業者を重点として、立入検査を行うものとする。

- (1) ~ (4)
略
- 2 .
略
- 3 .
(1) ~ (2)
略
- (3) 陸運支局長の改善命令又は陸運支局長警告に該当する事実が認められたときは、陸運支局長処分を行うものとする。

(所在不明の立入調査)

第12条 陸運支局長は、分解整備事業者が事業を営んでいないと認められるときは、次の各号について別に定める自動車分解整備事業者所在不明立入調査票を用いて調査し、その事実が確認されたときは、調査の結果を運輸局長あて進達するものとする。

(1) ~ (4)
略

第13条 陸運支局長は、前2条の実施件数等について、毎四半期ごとに自動車分解整備事業者立入検査等集計表(第7号様式)により、当該四半期の終了15日以内に運輸局長あて報告するものとする。

第5章 雑 則

(認証の証明)

第14条 陸運支局長は、分解整備事業者から次の事由により認証を受けている旨の証明願いがあった場合には、証明することができるものとする。

- (1) ~ (2)
略

2～3
略

(証明申請案内の掲出)

第15条 運輸支局に認証申請案内を提出するとともに、窓口に認証申請手続き案内書、認証申請書等記載例を備え付けるものとする。

第16条 運輸支局長は、次の各号について自動車整備振興会の指導に務めるものとする。

(1)～(3)

略

附 則

略

この取扱要領は、平成14年9月1日から施行する。

(第1号様式)

自動車分解整備事業者変更届(相続・合併・分割・譲受)

運輸支局長 殿

記載要領

1～4

略

5

イ. 標題を「自動車分解整備事業者変更届」とし(相続・合併・分割・譲受)については該当する文字を残し他の不用の文字等をまっ消すること。

ロ～ハ

略

6～9

略

(第1号様式の2)

略

(第2号様式)

運輸支局

2～3
略

(証明申請案内の掲出)

第15条 陸運支局に認証申請案内を提出するとともに、窓口に認証申請手続き案内書、認証申請書等記載例を備え付けるものとする。

第16条 陸運支局長は、次の各号について自動車整備振興会の指導に務めるものとする。

(1)～(3)

略

附 則

略

(第1号様式)

自動車分解整備事業者変更届(相続・合併・譲受)

陸運支局長 殿

記載要領

1～4

略

5

イ. 標題を「自動車分解整備事業者変更届」とし(相続・合併・譲受)については該当する文字を残し他の不用の文字等をまっ消すること。

ロ～ハ

略

6～9

略

(第1号様式の2)

略

(第2号様式)

陸運支局

(第3号様式)
関自整第 号

(第4号様式)
略

(第5号様式)
略

(第6号様式)
運輸支局長 殿

(第7号様式)
運輸支局
運輸支局長処分事業者数
運輸支局長処分内訳

(第8号様式)
運輸支局長 殿
運輸支局長 印

(第8号様式の2)
運輸支局長

(第3号様式)
関整整第 号

(第4号様式)
略

(第5号様式)
略

(第6号様式)
陸運支局長 殿

(第7号様式)
陸運支局
陸運支局長処分事業者数
陸運支局長処分内訳

(第8号様式)
陸運支局長 殿
陸運支局長 印

(第8号様式の2)
陸運支局長